



特集 確定申告が始まります

確定申告とは、2月16日から3月15日までに、前年の1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得とその所得に係る税金を計算し、確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きのことです。

間もなく所得税と市県民税の申告の時期になります。必要な書類を準備して、申告してください。

市では地域別に申告相談会場を設けます。申告相談を希望する人は、申告相談会場地区別日程表を確認の上、会場にお越しください。

会場は混雑が予想されますので、「確定申告の手引き」などを参考に自分で申告書を作成し、提出することをお勧めします。

また、電子申告(e-Tax)を利用して確定申告書を提出することもできます。本人の電子署名と電子証明書を添えて送信した人は、最高4、000円の税額控除を受けることができます。(平成19、22年分に利用した人以外)ぜひご利用ください。

▽**所得税の確定申告が必要な人**
 ・ 所得がある人で、昨年1年間の合計所得金額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人

・ サラリーマンなどで、給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
 ・ 2カ所以上から給与をもらっている人
 ・ 給与の年収が2千万円を超える人

・ 医療費控除、寄付金控除、雑損控除、住宅借入金等特別控除(1年目)などを受ける人
 ※生命保険や損害保険の満期・解約保険金も一時所得として申告の必要がある場合があります。

▽**市県民税の申告が必要な人**
 平成24年1月1日現在、市内に住所がある人は、原則として市県民税の申告が必要です。ただし、次の要件に該当する人は申告の必要はありません。

・ 所得税の確定申告をした人
 ・ 平成23年中の所得が給与または公的年金のみである人
 ※平成23年中の所得が給与または公的年金のみの人で、所得税の源泉徴収税額はないが医療費控除、寄付金控除、雑損控除、扶養控除などを受ける人は申告の必要はありません。

▽**開催日・地区別会場**
 右表のとおり
 ※4カ所の申告会場がありますが、開いている会場は常に1カ所だけです。

申告相談会場地区別日程表

開催日	地区	会場	
2月	16日(木)	西須恵・東須恵・飯井	ゆめトピア長船 リフレッシュスタジオ
	17日(金)	牛文・磯上	
	20日(月)	福里・土師	
	21日(火)	福岡	
	22日(水)	服部	
	23日(木)	八日市・長船	
	24日(金)	長浜	牛窓町公民館 3階大会議室
	27日(月)	鹿忍・千手	
	28日(火)	牛窓	
29日(水)	牛窓	瀬戸内市役所 2階大会議室	
3月	1日(木)		福谷・虫明
	2日(金)		上笠加・下笠加・箕輪・北池
	5日(月)		大富・福山・向山・北島
	6日(火)		尻海・庄田
	7日(水)		東谷・豊原・大窪
	8日(木)		尾張・山手・豊安
	9日(金)		山田庄
	12日(月)		本庄・上山田・下山田
	13日(火)	豆田・福元・百田・宗三・福中	
14日(水)	地区指定なし		
15日(木)	地区指定なし		

どを受けようとする人は申告書を提出してください。

※公的年金受給者で、扶養親族等申告書を日本年金機構へ提出していない人は、扶養控除の申告をすると市県民税が少なくなることがあります。

▽**申告時に必要なもの**
 ・ 源泉徴収票
 ・ 生命保険などの支払証明書
 ・ 印鑑
 ・ 通帳
 ・ その他必要書類

■**問い合わせ先**
 税務課
 ☎0869・22・1114
 国税庁
 HP <http://www.nta.go.jp>

よくある質問と答え 確定申告Q&A

Q. 生命保険が満期になったときの申告は?

平成23年中に養老保険が満期になりました。申告しなければいけないでしょうか。

A. 必要です

生命保険などの満期や解約の際の一時金は、一時所得に該当し、課税対象所得となりますので申告が必要です。

生命保険契約などに基づく一時所得の計算は、(一時金+剰余金・割戻金-保険料または掛金の総額-50万円)÷2で求めた金額です(0円以下となる場合一時所得は0円となり、他の所得と損益通算はできません)。一時所得が0円である場合は申告する必要はありません。

Q. 個人年金の申告は?

生命保険契約に基づく年金の受け取りがありました。申告をする必要がありますか。

A. 必要です

生命保険契約や損害保険契約などに基づく年金は、雑所得に該当し課税対象所得となりますので、申告が必要です。

生命保険契約などに基づく雑所得の計算は(支払金額-年金の支払金額に対応する保険料額)で求めた金額です(0円以下となる場合は公的年金などの雑所得と損益通算することができですが、その他の所得と損益通算することはありません)。

Q. 医療費控除は?

平成23年中に支払った医療費が10万円以下でしたが、医療費控除にはなりませんか。

A. 所得によって受けられる場合があります

医療費控除額は支払った医療費の領収書の総額が、10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ないほうの金額を超える額が対象となります。所得が200万円以下の人であれば支払った医療費が10万円以下の場合でも医療費控除の対象となる場合がありますので、領収書は必ず保管

してください。

することを勧めます。

なお、医療費控除は支払った医療費が還付されるものではなく、所得税・市県民税の所得控除となります。そのため、所得税など源泉徴収されているものがない場合、還付金はありません。

なお、次のような医療費は医療費控除に該当しません。詳しくは税務署または税務課市民税係までお問い合わせください。

- ・ インフルエンザの予防接種費用
- ・ 医師の診断書作成費用
- ・ 人間ドックや健康診断の費用(ただし、診断の結果重大な病気が発見され、引き続きその病気の治療を受けた場合は対象)
- ・ 差額ベッド料金(ただし、医師の指示により個室に入るなどやむを得ない理由がある場合は対象)

Q. 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の控除は?

国民健康保険税を支払っていますが、社会保険料控除の対象になりますか。

また、後期高齢者医療保険料を支払った場合は対象になりますか。

A. どちらも対象になります

平成23年1月1日から平成23年12月31日までに、申告者が支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の全額が控除の対象となります。

なお、年金から差し引かれた場合は年金受給者の控除となります。年末調整で申請をしなかった人や年金受給者は、確定申告をすると保険料などが所得から控除され、所得税・市県民税が少なくなることがあります。

Q. 障害者手帳での控除は?

障害者手帳を持っていますか。控除の対象になりますか。

A. 対象になります

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人、手帳を持っている人を扶養している人は申告により所得から一定の額が控除されます。給与所得者で、年末調整時に障害者控除の手続きを行わ

確定申告期間中の日曜日にも相談実施

西大寺税務署では、確定申告期間中の日曜日に申告相談を実施する日を設けています。

▷相談日 2月19日(日)・26日(日)

▷会場 ままかりフォーラム
 (岡山市北区駅元町14-1)

■問い合わせ先
 西大寺税務署 ☎086-942-3815

なかった人、年末調整以降に身体障害者手帳などを新しく交付された人や等級変更のあった人は、確定申告によって障害者控除を受けることができます。

■問い合わせ先
 税務課

☎0869・22・1114

西大寺税務署

☎086・942・3815

◇おわびと訂正◇

本紙1月号7ページの図表2の老人扶養控除の金額が33万円となっていました。訂正し、正しくは38万円です。訂正し、おわび申し上げます。